

平成23年度林野庁補助事業
木材のトレーサビリティ制度
(合法性、伐採地等の表示)に係る実証

平成23年度 木材の合法性等の表示にかかる 実証事業報告書

平成24年3月

社団法人全国木材組合連合会

はじめに

本報告書は平成23年度木材の合法性等の表示にかかる実証事業の結果を取りまとめたものである。

平成18年から始まった、違法伐採問題に対処するため合法性が証明された木材を供給する取組は6年目を向かえ、全国8500の認定された事業者が合法木材の供給にとり組んでいるが、グリーン購入法だけでなく公共建築物等の木材利用促進法などで位置づけられ合法木材の需要は定着しつつある。本事業は、合法木材製品に合法木材のラベリングを進める実証事業で、この普及の段階を一步進めるものだが、この実施については、木材に対するさまざまな表示制度が先行している中で、合法木材表示の意図が正確に伝わるか、表示の効果とコストが見合うものになるかなど、さまざまな課題がある。

本事業はこの課題に対して、社団法人全国木材組合連合会（以下全木連という）と財団法人林業経済研究所（以下経済研究所という）が、全国北海道から九州まで24の多様な事業者の協力をえて実施したものである。①合法木材に関するラベリング実証調査（第2章）、②各種アンケート調査（第3章）、③その他の調査（第4章）、④海外における合法木材調査（第5章）からなっており、全木連が①の（1）から（16）、②の（1）及び④を担当し、経済研究所が①の（17）から（24）、②（2）及び③を担当している。調査の実施及び報告書作成にあたっては、根本昌彦（鳥取環境大学環境マネジメント学科教授）、渡辺昭治（南九州大学環境園芸学部 環境園芸学科教授）、立花敏（筑波大学大学院生命環境科学研究科 准教授）、堀靖人（独立行政法人森林総合研究所林業動向・解析研究室長）、佐々木亮（一般社団法人全国木材検査・研究協会調査課長）、久田卓興（全木連主任研究員）、伊藤幸男（岩手大学農学部共生環境課程助教）の各専門委員及び、財団法人地球・人間環境フォーラムの協力を得た。

この報告書が、合法性等が証明された木材・木材製品について、一般消費者に対するさらなる普及拡大などのため、合法性等の表示を行うに当たっての手法の検討の一助になれば幸いである。

平成24年3月

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫

目 次

はじめに

1. 調査結果の概要	3
2. 合法木材に関するラベリング実証調査	15
(ラベリング実証調査の仕組み)	17
(ラベリング事業者毎の調査結果)	21
(1) 昭和木材株式会社	21
(2) 株式会社ヨシダ	26
(3) 二宮木材株式会社	31
(4) 星野工業株式会社	36
(5) 有限会社福井材生産・宅配	42
(6) 福井県木材市売協同組合	44
(7) クラシス株式会社	46
(8) 株式会社勝野木材	48
(9) 株式会社鈴三材木店	51
(10) 丸志木材株式会社	56
(11) 株式会社山長商店	58
(12) 山幸林業株式会社	62
(13) 宇和国産材加工協同組合	65
(14) 菊地木材株式会社	70
(15) 有限会社マルヨシ	76
(16) ヤマワ木材株式会社	81
(17) 新潟合板振興株式会社	84
(18) 秋田プライウッド株式会社	87
(19) 新秋木工業株式会社	90
(20) 株式会社日新	92
(21) 空知单板工業株式会社 砂川工場	95
(22) 北三株式会社 静岡営業所	99
(23) 株式会社ウッティかわい	101
(24) カリモク家具株式会社	104
3. 各種アンケートの結果	107
(1) 供給者側アンケート調査結果	109
(2) 需要者側アンケート調査結果	115
4. その他の調査	143
(1) 他分野のラベリング実態調査	145
(2) 県産材ラベリング実態調査	154
5. 海外における合法木材調査（概要）	175
(1) 海外における木材の環境性能表示の実態	177
(2) 主要木材輸出国の合法性証明の進展状況	180

6. まとめ	181
(1) 成果の普及	183
(2) ラベリング事業の問題点と課題	185
卷末資料	189
1. 平成 23 年度木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地の表示）に係る実証事業 木材の合法性等の表示にかかる実証事業の進め方	191
2. 合法木材推進マーク使用規程	195
3. 執筆分担表	200